

川口市告示第149号

地方自治法第180条の2の規定により、令和8年4月1日から次に掲げる事務を教育委員会に委任し、令和5年告示第233号は、令和8年3月31日限り、廃止する。

令和8年3月4日

川口市長 岡村 ゆり子

- 1 川口市立幼稚園保育料徴収条例（昭和31年条例第7号）第3条第1項に規定する利用者負担額の決定、同条例第4条に規定する保育料の納付期限の決定、同条例第5条に規定する保育料の減免、同条例第6条ただし書に規定する保育料の還付、同条例附則第3項に規定する被災者の認定及び同条例附則第5項に規定する利用者負担額の決定に関すること。
- 2 川口市立体育施設設置及び管理条例（昭和43年条例第22号）第15条第2項に規定する回数券、定期券及び前払式証票の発行、同条例第16条に規定する使用料の減免並びに同条例第17条ただし書に規定する使用料の還付並びに同条例第20条の規定により読み替えて適用する場合における同条例第15条第1項に規定する利用料金の承認並びに同条例第2項に規定する回数券、定期券及び前払式証票の発行の承認、同条例第16条に規定する利用料金の減免の基準の制定並びに同条例第17条ただし書に規定する利用料金の還付の基準の制定並びに同条例別表第3の1運動施設の表備考第1号に規定する照明施設及び空調施設の利用に係る徴収金額の決定並びに同表の2附帯施設の表に規定する附属設備の使用料の額に関すること。
- 3 川口市立公民館設置及び管理条例（昭和46年条例第14号）第12条に規定する使用料の減免及び同条例第13条ただし書に規定する使用料の還付に関すること。
- 4 川口市立南平文化会館設置及び管理条例（昭和54年条例第31号）第14条に規定する使用料の減免及び同条例第15条ただし書に規定する使用料の還付並びに同条例別表の2練習室・展示ホール等の使用料の表に規定する附属設備の使用料の額に関すること。
- 5 川口市立水上少年自然の家設置及び管理条例（平成4年条例第33号）第14条

に規定する使用料の減免及び同条例第 15 条ただし書に規定する使用料の還付に関すること。

6 川口市立科学館設置及び管理条例（平成 14 年条例第 56 号）第 8 条に規定する入場料及び観覧料の減免並びに同条例第 9 条ただし書に規定する入場料、観覧料及び使用料の還付に関すること。

7 川口市立中央ふれあい館設置及び管理条例（平成 16 年条例第 19 号）第 14 条に規定する使用料の減免及び同条例第 15 条ただし書に規定する使用料の還付に関すること。

8 川口市立映像・情報メディアセンター設置及び管理条例（平成 17 年条例第 75 号）第 16 条第 2 項に規定する利用料金の承認、同条例第 17 条に規定する利用料金の減免の基準の制定及び同条例第 18 条ただし書に規定する利用料金の還付の基準の制定に関すること。

9 川口市立文化財センター設置及び管理条例（平成 18 年条例第 30 号）第 17 条第 1 項に規定する入場料の免除及び同条第 2 項に規定する使用料の免除、同条例第 18 条ただし書に規定する入場料及び使用料の還付、同条例第 23 条の規定により読み替えて適用する場合における同条例第 9 条に規定する入場料の承認、同条例第 16 条に規定する利用料金の承認、同条例第 17 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に規定する入場料の免除の基準の制定並びに同条第 2 項第 2 号に規定する利用料金の免除の基準の制定並びに同条例第 18 条ただし書きに規定する入場料及び利用料金の還付の基準の制定に関すること。

10 川口市立高等学校の授業料等に関する条例（平成 22 年条例第 25 号）第 2 条第 2 項に規定する授業料の納付期日の決定、同条例第 7 条第 1 項に規定する授業料の免除、同条第 2 項に規定する授業料の減額若しくは免除又は徴収猶予の決定、同条例附則第 4 項に規定する被災者又はその保護する者の認定及び同条例附則第 5 項に規定する入学選考手数料又は入学料の還付に関すること並びに川口市立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例（平成 26 年条例第 2 号）附則第 3 項に規定する被災者又はその保護する者の認定に関すること。

11 川口市立生涯学習プラザ設置及び管理条例（平成 30 年条例第 81 号）第 13 条に規定する使用料の減免及び同条例第 14 条ただし書に規定する使用料の還付に関すること。

12 川口市学校施設の使用料に関する条例（令和 7 年条例第 96 号）第 4 条に規定

する使用料の減免及び同条例第 5 条ただし書に規定する使用料の還付並びに同条例別表の 2 附帯施設の使用料の表に規定する運動場夜間照明施設の使用料の額に関すること。